

岩手県告示第314号

県立自然公園条例(昭和33年岩手県条例第53号)第5条第1項の規定により、折爪馬仙峡県立自然公園計画を次のように決定し、
県立自然公園計画の決定(昭和37年岩手県告示第936号)は、廃止する。

平成21年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 特別地域

(1) 第2種特別地域

- ア 二戸市福岡織詰の一部及び二戸市212林班の一部
- イ 九戸郡九戸村大字江刺家9地割の一部及び九戸村128林班の一部
- ウ 二戸市石切所字小望平の全部
- エ 二戸市石切所字牛間木、大淵、大坊平及び向川原の各一部並びに二戸市152林班、155林班及び156林班の各一部
- オ 一戸町一戸字大越田及び大道沢の各一部並びに一戸町14林班及び15林班の各一部

(2) 第3種特別地域

- ア 二戸市織詰の一部、二戸市209林班から211林班まで及び213林班から218林班までの全部並びに二戸市212林班の一部
- イ 二戸市福岡の一部、二戸市177林班の全部及び二戸市176林班の一部
- ウ 九戸郡九戸村大字江刺家9地割の一部及び九戸村128林班の一部
- エ 九戸郡軽米町大字山内33地割の一部並びに軽米町1林班及び2林班の各一部
- オ 二戸市石切所字牛間木、内山、御伊勢堂、大淵、刈山、小間木、尻口沢、大坊平、高岩、槻木沢、土川、浪打、船石及び向川原の各一部、二戸市154林班の全部並びに二戸市151林班及び159林班の各一部
- カ 一戸町鳥越字上野平、首戸、駒木平、平下夕及び宮古沢の各一部並びに一戸町11林班の一部

2 集団施設地区

名 称	区 域
折爪岳集団施設地区	二戸市福岡字織詰及び九戸村字江刺家

3 単独施設

種 類	位 置
園地	男神岩、女神岩入口
休憩所	二戸市石切所字向川原地内
園地	二戸市石切所字小間木地内
園地	一戸町鳥越字上野平地内
休憩所	二戸市福岡字日ノ沢地内
園地	折爪岳頂上

4 道路

(1) 車道

区 間	主要経過地
起点—二戸市石切所字高岩地内 終点—二戸市石切所字高岩地内字梨木平地内	男神岩、女神岩歩道入口
起点—一戸町鳥越字上野平地内 終点—一戸町鳥越字首戸地内(大崩崖)	鳥越観音入口、大崩崖上部
起点—二戸市福岡字沼の平 終点—折爪岳頂上	二戸市山の家、國分平

(2) 歩道

区 間	主要経過地
起点－二戸市石切所字梨木平地内 終点－二戸市石切所字牛間木地内（男神岩、女神岩）	男神岩、女神岩
起点－二戸市似鳥字船石地内 終点－二戸市石切所字大淵地内	
起点－一戸町鳥越字上野平地内 終点－二戸市石切所字浪打地内（県立自然公園界）	末の松山
起点－二戸市福岡字沼の平 終点－折爪岳頂上	二戸市山の家、國分平

5 区域図

別紙図面のとおり

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに二戸市役所、一戸町役場、軽米町役場及び九戸村役場に備えておいて縦覧に供する。